

農薬の変更登録に係る意見の聴取に関する資料 (案)

資料目次

農薬名	頁
1 フルボキサム	1

フルポキサム (flupoxam)

1. 審議事項

農薬の変更登録

農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の変更

2. 審議農薬の概要

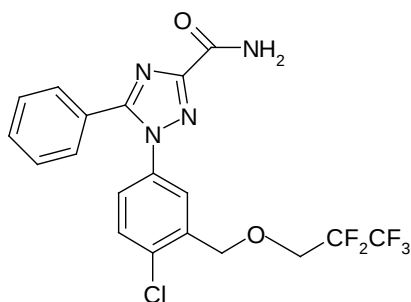
(1) 基本情報

① 化学名 (IUPAC) 1-[4-クロロ-3-(2,2,3,3,3-ペントフルオロプロポキシメチル)フェニル]-5-フェニル-1*H*-1,2,4-トリアゾール-3-カルボキサミド

② CAS 登録番号 119126-15-7

③ 分子式 $C_{19}H_{14}ClF_5N_4O_2$

④ 構造式



⑤ 分子量 460.78

⑥ 登録年 平成21年

⑦ 用途 除草剤

⑧ 作用機作 細胞壁（セルロース）合成阻害

⑨ 主な適用作物 日本芝、西洋芝

⑩ 登録農薬 別紙参照

（２）基準値等の設定状況

① ADI 及び ARfD

フルポキサムは、食品及び家畜の飼料の用に供する農作物に使用しないことから、登録申請に伴う食品中の残留農薬基準の設定が不要であり、食品安全委員会による食品健康影響評価は行われていない。

② 水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、フルポキサムの水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、平成 20 年 6 月 2 日に告示している。

登録基準値 230 µg/L

③ 水質汚濁に係る農薬登録基準

花き、樹木、芝等の非食用作物のみに使用される農薬については、環境省が非食用農作物専用農薬安全性評価検討会において、非食用農薬 ADI として体重 1 kg 当たり、1 日当たりの許容摂取量を設定した上で、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において水質汚濁に係る登録基準を水 1 L 当たりの許容量として設定している。

フルポキサムについては、環境省が非食用作物専用農薬安全性検討会において、非食用農薬 ADI 0.0080 mg/kg 体重/日を設定している。

環境大臣は、農薬取締法に基づき、フルポキサムの水質汚濁に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、平成 21 年 5 月 27 日に告示している。

登録基準値 0.021 mg/L

3. 農薬原体部会における評価結果

（１）経緯

令和元年 9 月 5 日

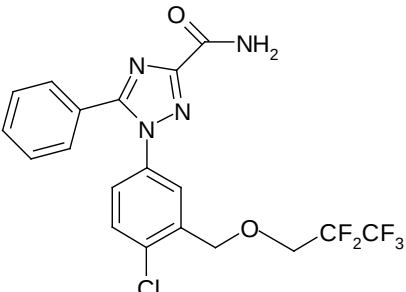
農業資材審議会への諮問

令和元年 9 月 6 日

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第 1 回）

（２）結果概要

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格（案）

有効成分			
一般名	化学名	構造式	含有濃度
フルポキサム	1-[4-クロロ-3-(2,2,3,3,3-ペンタフルオロプロポキシメチル)フェニル]-5-フェニル-1 <i>H</i> -1,2,4-トリアゾール-3-カルボキサミド		950 g/kg 以上

② 農薬原体中のフルポキサムの分析法

フルポキサムの農薬原体をアセトニトリルで溶解し、C18 カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル/水で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：220 nm）によりフルポキサムを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。

③ 農薬原体の組成分析

フルポキサムの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、フルポキサム及び 1 g/kg 以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は 986～1002 g/kg であった。

④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるフルポキサムの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるフルポキサムの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

別紙

有効成分フルポキサムを含有する登録農薬一覧

登録番号	農薬の名称
22375	コンクルード顆粒水和剤
23399	グラフティ顆粒水和剤
23891	ウィードチョップ
23966	ウィードポリスD X
23967	ネコソギDCM粒剤
23968	草取り名人F
23991	ツインパワー顆粒水和剤
24037	ウィードポリスF
24038	ラウンドアップマックスロードALⅢ